

令和4年度奈良県建設業DX機器導入支援補助金募集要領(第2回)

1 総則

奈良県建設業DX機器導入支援補助金の募集等については、奈良県建設業DX機器導入支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによります。

2 補助対象経費等

補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額の算定方法は、要綱第4条、第5条及び第6条の規定によることとし、要綱第5条の別に定めるDX機器(ソフトウェアを含む。)は、別表のとおりとします。

3 募集開始日及び募集締切等

別途、建設業・契約管理課が定めることとします。

4 応募対象者

応募の対象となる者は、奈良県の建設工事等入札参加資格(土木一式工事(格付けは A 等級(A1グループを除く)、B等級、C等級及びD等級とする。))を有する者で、県内に本店を有するものとします。

ただし、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は応募することができません。

- (1) 募集開始日から「6 応募方法」に記載の応募までに、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間がある者
- (2) 募集開始日から「6 応募方法」に記載の応募までに、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間がある者
- (3) 県税に滞納のある者
- (4) 消費税又は地方消費税に滞納のある者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者

4 事業実施期間(DX機器の購入(支払完了を含む)期間)

事業実施期間(機器の購入期間)は、要綱第9条に定める補助金の交付の決定の日から、令和5年3月31日までとします。

なお、補助金の交付の決定前に実施(購入)した機器等に係る経費は、補助の対象となりません。

5 応募要件

応募に当たっては、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 補助対象経費について、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 応募申請書において、導入予定のDX機器の具体的な活用方法を明示すること。

6 応募方法

補助金の申請を希望する者は、下記の通り、「e 古都なら」により電子申請を行うか、郵送又は持参により応募書類を提出してください。

(1) 「e 古都なら」により電子申請を行う場合

- ① 奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業計画書(第2号様式)
エクセルファイルに必要事項を入力し、「e 古都なら」で添付して提出
- ② 導入予定のDX機器のカタログ等の写し及び見積書
「e 古都なら」で添付して提出
- ③ その他参考となる資料
「e 古都なら」で添付して提出

(2) 郵送又は持参により応募書類を提出する場合

1. 提出書類

- ① 奈良県建設業DX機器導入支援補助金応募申請書(第1号様式)
- ② 奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業計画書(第2号様式)
- ③ 導入予定のDX機器のカタログ等の写し及び見積書
- ④ その他参考となる資料

2. 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設産業振興係

電話:0742-27-5429

FAX:0742-27-5313

3. その他

郵送の場合は封筒に「DX 機器補助金応募書類」と朱書きしてください。

7 審査及び採択

- (1) 提出書類を審査し、内容に疑義がある等の場合は、追加資料の提出や説明を求める場合があります。
- (2) 審査により内容が適当であると認められるものの中から採択します。
(応募者が多数の場合は、抽選により予算の範囲内において採択者を決定します)

8 その他の手続き等

事業の採択を受けた者は、速やかに「奈良県建設業DX機器導入支援補助金交付要綱」に基づいて補助金の交付申請を行ってください。

また、事業の実施(DX機器の購入)後、奈良県建設業DX機器導入支援補助金実績報告書(要綱第6号様式)に必要な書類を添付して、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、実績報告時又はそれ以降に、現地調査等を行う場合があります。

9 留意事項

- (1) 応募は1事業者につき、年度内で1回に限ります。
- (2) 別表に記載の機器の区分から、複数を選択して応募することも可能です。
(その場合も、1補助対象者当たりの上限額は増加しません)
- (3) 当該DX機器を新たに導入する場合に限りです。
(既に同様の機器を保有している場合、当該機器は対象となりません)
- (4) 補助対象外となる主な経費は以下のとおりです。
 - ・ 交付決定前に購入したもの
 - ・ 「4 事業実施期間」で定める期間内に支払いが完了しないもの
 - ・ リース、ライセンス契約等により導入するもの
 - ・ 月額使用料等を支払い使用するもの
 - ・ 通信運搬費等(送料・手数料等)
 - ・ 消費税及び地方消費税
- (5) 事業計画で見積もられた金額について、補助対象経費の精査や配分額の調整により減額となる場合があります。
- (6) 採択後に補助対象経費が増額となった場合であっても、補助額を増額することはできません。
- (7) DX機器の活用状況について、取組事例として県ホームページ等で公表する場合があります。

別表

機器の区分
<ul style="list-style-type: none">① 電子小黒板② ドローン(無人航空機・模型航空機)③ 自動追尾型トータルステーション④ 情報共有システム(ASP)⑤ 電子納品を用いた完成検査⑥ 遠隔臨場
<p>※①～⑥のいずれにおいても、汎用性の高い一般的な機器(パソコン・スマートフォン・<u>タブレット等</u>)は対象外とする</p>